

平成 28 年 8 月 19 日

関係者各位

さくら市発注工事の前金払の使途拡大について（通知）

地方自治法施行規則の改正等を踏まえ、平成 28 年度のさくら市発注工事に係る前金払の使途について、次のとおり取り扱うこととなりました（中間前払金は除く）。

記

(1) 内容

さくら市建設工事請負契約書第 37 条に定める前払金の使用等に関して、前金払をなすことができる範囲を以下のとおりに拡大する（中間前払金を除く）。

現行	見直し後
材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、 <u>労働者災害補償保険料及び保証料</u>	材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに <u>一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用</u>

注）現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充てられる前払金の額の上限は、前払金額の 100 分の 25 とする。

(2) 適用時期等

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 29 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものに適用する。

なお、平成 28 年 4 月 1 日以降、既契約済のものについては、受注者からの申し出に基づき、発注者と受注者間の協議の上、当該措置を適用できるものとする。

(3) 契約に関する取扱い

ア 平成 28 年 4 月 1 日以降、本通知の日までに請負契約を締結しているもの

別紙工事打合せ簿により、発注者との協議の上、別紙変更契約書により、契約を締結する。

ただし、受注者が既に前払金の全てを使用している等の理由により当該請負契約を変更する必要がない場合には、当該請負契約を変更しなくても差し支えない。

イ 本通知の日以降、請負契約を締結するもの

第 37 条の特約条項（別紙 3）を契約書に添付し、契約を締結する。

※特約条項

約款第 37 条に、次のただし書きを加える。

ただし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 29 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

担当

総務部 財政課 財産管理係

TEL : 028-681-1122